

財関第1184号  
平成26年11月19日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 宮内 豊

### 関税法基本通達の一部改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の通関手続について、厚生労働省医薬食品局長からの依頼通知及び動物用医薬品の通関手続について、農林水産省消費・安全局長から依頼通知を受けたことに伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、平成26年11月25日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

### 記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。